

児童館を「子ども・若者育成支援センター」へ 子ども・若者への切れ目ない支援を充実

安全で楽しい遊び場を提供するとともに、子どもたちの健全な成長を支援する児童館に、「館外での育成支援機能」と「18歳以上の若者への支援機能」を新たに追加するため、児童館条例の改正を第3回市議会定例会に上程します。

条例改正に伴い、名称を「子ども・若者育成支援センター」に変更したのち、新たな愛称を公募します。

本改正は本市独自のものです、都内初の取組となります。

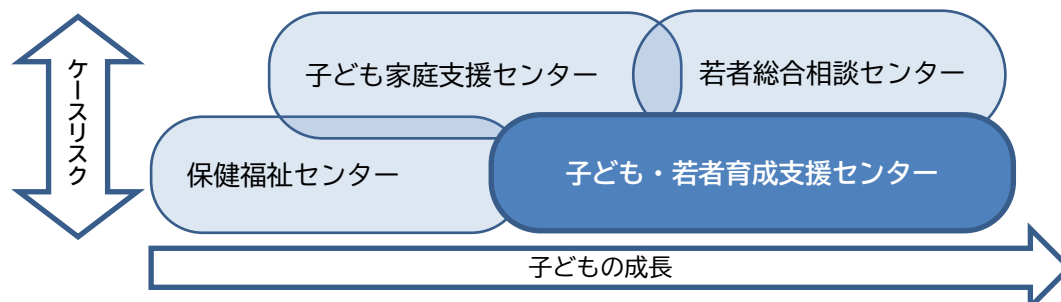
1 主な変更点

	変更前	変更後
名称	児童館	子ども・若者育成支援センター
愛称	—	公募 子ども若者選考委員会が選考
利用者	18歳未満の子ども	18歳未満の子ども（変更なし） 18歳以上の若者※（上限については別途市規則で定める）
支援方法	児童館へ来た子どもたちを対象に支援	児童館へ来た子どもたちを対象に支援（変更なし） + 子ども家庭支援センターや学校、教育センターなどと連携してアウトリーチ支援。 児童館がない地域でのイベントに参加しての周知活動も強化。 また、課題を抱える子どもたちが18歳を超えた場合も、柔軟に継続して支援する。

※ 若者への支援は、子ども家庭支援センターなどの関係機関からの依頼があったものや、継続して子ども・若者育成支援センター（児童館）が対応していた案件に限ります。

2 施行日 11月1日（予定）

<子どもたちへの切れ目のない支援の全体イメージ>



<問い合わせ> 子ども家庭部青少年若者課長 小俣 電話042-620-7435